

# ブロック塀等の除却又は建替えに補助します！

～雲南市ブロック塀等安全確保事業～

大規模地震発生時のブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、避難路等の通行者の安全を確保するため、**通学路**に面した危険性の高いブロック塀等の所有者等に除却又は建替え費用の一部を補助します。

## ★受付期間

令和7年4月1日 ～ 令和7年12月26日

※令和8年1月末日までに実績報告書を提出できるものに限りです。

※予算が無くなり次第に終了します。

## ★補助対象者

ブロック塀等の所有者又は管理者です。ただし、補助対象者の世帯全員又は法人等において、市税及び公共料金の滞納がないことが条件です。

## ★補助対象ブロック塀

次のいずれにも該当するものです。

- ・市内にあって、国、地方公共団体等が所有する以外のもの
- ・小中学校が指定する**通学路**（私道を除く）に面して設置されているもの
- ・ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもの
- ・市が定める点検表により点検を行って、安全対策が必要と判断されたもの
- ・除却又は建替えを市内に本社を有する法人又は個人事業者が行うもの

## ★補助対象経費

次に該当するものです。

- ・補助対象ブロック塀の「除却」又は「建替え」に要する経費
- ・「除却」の場合は、補助対象ブロック塀の全て（基礎は除く）を除却すること
- ・「建替え」の場合は、建替え後建築基準法の規定に適合し、地震に対して安全な構造であること

## ★補助金の額

「上記の補助対象経費」又は「補助対象ブロック塀の長さ1m当たり8万円を乗じて得た額」のいずれか低い額の2/3以内の額です。ただし、1敷地当たり26万4千円が上限です。

### 問い合わせ先

雲南市役所建設部建築住宅課

TEL:0854-40-1065

FAX:0854-40-1069

E-mail:kenchikushidou@city.unnan.shimane.jp

# 手続きの流れ

## STEP1

### ①点検

- ・市が定める点検表により点検を行ってください。
- ・補強コンクリートブロック造（鉄筋の**ある**ブロック造）の場合は「点検表①」、組積造（れんが造、石造、鉄筋の**ない**ブロック造）の場合は「点検表②」をお使いください。

### ②事前相談

- ・築造年等を踏まえて補助対象になるかを確認するためにお問い合わせ先へご相談ください。

## STEP2

### ③交付申請

- ・「手続きに必要な書類」を添付し、交付申請書を提出してください。

### ④補助金の交付決定

- ・市から交付決定通知書をお送りします。
- ・必ず交付決定通知書が届いた後に工事を着手してください。  
（工事着手後に申請された場合は対象外です。）

## STEP3

### ⑤工事の着手・完了

- ・工事の変更や中止をする場合は、ご相談ください。

### ⑥実績報告

- ・工事完了後、速やかに実績報告書及び「手続きに必要な書類」を提出してください。
- ・実績報告書の受付後、市の職員が現地確認を行います。

## STEP4

### ⑦補助金の額の確定

- ・市から補助金確定通知書をお送りします。

### ⑧補助金の交付

- ・補助金確定通知書が届いた後、交付請求書を提出してください。
- ・交付請求書の受付後、1ヶ月程度で指定口座へ補助金を振り込みます。

### ※注意事項

- ・「建築基準法の規定に違反するもの」及び「他の同種の補助を受けているもの」は対象外です。
- ・市では施工業者の斡旋等を行いません。

## 補助対象ブロック塀の点検表

◀ 補強コンクリートブロック造（鉄筋の**ある**ブロック造）の場合 ▶  
点検表①

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2. 2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2m超で15cm以上	はい	いいえ
	高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3 控壁（塀の高さが1.2m超の場合）	長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控壁がある	はい	いいえ
4 基礎（塀の高さが1.2m超の場合）	丈が35cm以上のコンクリートの基礎がある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は有害なひび割れがある	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
評価	6項目のうち1つでも不適合があれば、補強コンクリートブロック造の塀の安全対策が必要です		

◀ 組積造（れんが造、石造、鉄筋の**ない**ブロック造）の場合 ▶  
点検表②

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1. 2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3 控壁	長さ4m以下ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁がある、又は壁の厚さが必要厚さの1.5倍以上ある	はい	いいえ
4 基礎	基礎がある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は有害なひび割れがある	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
評価	6項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		

## 手続きに必要な書類

### 交付申請時

- 交付申請書（※）
- 補助対象ブロック塀の概要及び補助対象経費算定書（※）
- 補助対象ブロック塀の点検表及び補助金対象確認表（※）
- 市税等の納付状況調査に対する同意書（※）
- 事業の内容が確認できる図書（位置図、配置図等）
- 補助対象ブロック塀の全体写真及び点検結果が不適合となる箇所の写真  
→ 状況により市の職員が現地確認を行う場合があります。
- 見積書の写し

### 実績報告時

- 実績報告書（※）
- 工事の施工状況写真（施工前、施工中、施工後）
- 請求書の写し
- 領収書の写し

### 確定通知後

- 交付請求書（※）

※の様式は、雲南市ホームページからダウンロードできます。

## 用語の意味

「ブロック塀等」とは・・・

コンクリートブロック造、れんが造、石造等の塀をいう。

「ブロック塀等の高さ」とは・・・

地盤面又は道路面からブロック塀等の頂部までの高さをいう。ただし、擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含むものとする。

「除却」とは・・・

ブロック塀等を解体し、撤去する工事をいう。

「建替え」とは・・・

ブロック塀等を除却し、金属製フェンス、板塀又はこれらに類するもの（ブロック塀等、生垣及び植栽等を除く。）を新設する工事をいう。